

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 2 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2 月度の受付台数は 16,091 台で前年同月比 96.6%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改修作業後の報告書記載内容について

確認申請を要しない改修作業を行った際は、定期検査報告書(第二面)【備考】もしくは別紙に作業内容を記載いただいておりますが、検査員により表現に違いがあります。例えば、「制御改修」と記載されたもので、詳細を確認すると「制御盤一式取替え」の場合や「制御器の部品取替え」の場合があり、お問合せをする機会が多くなります。具体的にどの部分を改修したかが明確となるよう記載ください。特に検査項目に関わる部分については、詳細に記載をお願いいたします。改修内容によっては製造者名の追記が必要な場合がありますので、ご注意願います。

2. 既存不適格項目の判定変更について

昨年 4 月の法改正に伴い、既存不適格判定の項目が増えましたが、設置時期で判定する事項が追加される等、当初は判定基準の見解に相違がありました。

法改正後 2 年目に入るにあたり、指摘項目の判定変更を行う場合は、次の内容について対応をお願いいたします。

1) 特記事項欄へ変更理由を記載してください。

- ・「既存不適格」項目が改修により改善完了した場合。
- ・耐震評価の再確認等による「既存不適格」判定から「指摘なし」判定に変更する場合。

2) 検査結果表余白もしくは別紙に変更理由を記載してください。

- ・上記以外の「既存不適格」判定を「指摘なし」判定に変更する場合。
- ・「既存不適格」判定以外で改善完了を伴わない「指摘」判定から「指摘なし」判定に変更する場合。

※検査項目「ガイドレール及びレールブラケット」(ロープ式 4(10)・油圧式 4(12))については、変更理由の記載は不要です。

3. 報告者氏名欄の訂正印について

報告者氏名欄に記載の氏名を報告者等に了解を得たとして検査員の訂正印で訂正される事例が散見されます。検査員の訂正印では訂正できませんので、必ず報告者の訂正印をお願いいたします。

4. 平成 30 年 4 月 1 日施行既存不適格について

段差解消機を平成 30 年 4 月 1 日以降に検査実施される場合、以下の検査事項の「状態」を検査した結果、既存不適格になる場合がありますので、ご注意ください。

- 4(3) : かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動の状況
- 4(8) : 用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況
- 4(9) : 車止めの取付けの状況（車止めがある段差解消機のみ対象）
- 5(2) : 乗場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動状況

5. いす式階段昇降機・段差解消機の「型式適合認定書」の再取得について

現状、いす式階段昇降機・段差解消機の定期検査報告書（第二面）【備考】欄に型式認定番号・認定名称を表示していますが、平成 26 年 4 月以降に「型式適合認定書」を再取得されている物件があります。製造者等へご確認の上、再取得された定期検査報告書については、新しい型式認定番号・認定名称を記入してください。また、「型式適合認定書」のコピーを添付願います。再取得されていない場合、以下の検査事項は既存不適格の報告となります。

- 1(4) : 主索の径の状況（油圧式以外）
- *1(9) : 鎖の摩耗の状況
- 2(11) : 油漏れ及び損傷の状況（高圧ゴムホース）
- 2(12) : 圧力配管の取付け状況
- 2(14) : プランジャーの取付け状況
- 2(16) : シリンダーの取付け状況
- 2(17) : 主索の径の状況（油圧式）
- 2(20) : 昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付け状況（油圧式）
- *3(3) : ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況
- 3(7)*1(16)*3(7) : 駆動装置の耐震対策
（機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況）
- 4(12)*1(13) : かごのガイドシュー等の取付け状況
- 5(9) : ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況
（*付きの番号はいす式階段昇降機を示す。）

以上